○四国地方整備局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十日　四国地方整備局長　石橋　良啓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号及び四百四十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
愛媛県上浮穴郡久万高原町日野浦三〇七六番一から同町日野浦三〇九四番一まで	前	一九・五〇～一〇三・〇〇メートル　〇・二六七キロメートル
	後	一九・五〇～二一一・五〇メートル　〇・二六七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○北海道開発局告示第百八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十日　北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十一号及び二百七十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道河東郡音更町字音更西二線八番七三地内	前	三七・二七～三七・三〇メートル　〇・〇〇七キロメートル
	後	三七・三〇～四三・四八メートル　〇・〇〇七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第百八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十日　北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十二号	札幌市中央区北一条東二丁目四番一から同市中央区北一条東三丁目二番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
〃	札幌市中央区北一条東六丁目一〇番六から同市中央区北一条東六丁目一〇番三三まで	〃
〃	札幌市中央区大通東七丁目五番一から同市中央区北一条東七丁目一〇番三八まで	〃
四百五十一号	石狩市浜益区実田国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五七三林班い小班地内	〃

供用開始の期日　平成二十七年十一月二十日

人事異動

財務省

（大臣官房審議官）財務事務官　土井　俊範

国際局長門間大吉外国出張不在中同局長事務代理を命ずる

（国際局次長）同　吉田　正紀

国際局長門間大吉外国出張不在中同局長事務代理を命ずる

（大臣官房審議官）同　土井　俊範

国際局長事務代理を免ずる（以上十一月十八日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十一月十七日午後一時五十六分御出門、パシフィコ横浜において開催された青年海外協力隊発足五十周年記念式典に御臨席のため、神奈川県横浜市へ行幸啓、同五時二十三分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

油濁防止管理者養成講習の実施について

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十条に規定する油濁防止管理者を養成する講習として国土交通大臣が定める講習の実施に関し必要な事項を次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十日　北海道運輸局長　川勝　敏弘
東北運輸局長　永松　健次
関東運輸局長　濱　勝俊
北陸信越運輸局長　江角　直樹

一　講習を実施する日時

平成二十八年一月二十五日（月）午後一時から午後四時五十分まで

平成二十八年一月二十六日（火）午前九時三十分から午後四時まで

二　講習を実施する場所

関東運輸局

横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎

三　講習の対象者

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第四条の規定による海技免許（海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格についての海技免許を除く。）を受けている者又は同法第二十三条第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であって、本講習の受講を希望する者

四　受講申請の手続等

受講希望者は、受講申請書を、関東運輸局ホームページのトピックスに掲載の「平成二十七年度油濁防止管理者養成講習会の実施について」からダウンロード又は郵送（郵送の場合は、八十二円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封し左記あて請求すること。）により入手し、同申請書に所要事項を記載のうえ、平成二十八年一月八日までに左記へ提出すること（郵送の場合は、一月八日消印のものまで有効とする。）。

五　受講申請書の請求先及び提出先

郵便番号　二三一－八四三三

横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎

関東運輸局海上安全環境部船舶安全環境課

電話番号　〇四五（二一一）七二二五

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十条に規定する油濁防止管理者を養成する講習として国土交通大臣が定める講習の実施に関し必要な事項を次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十日　中部運輸局長　鈴木　昭久
近畿運輸局長　天谷　直昭
中国運輸局長　小川　晴基
四国運輸局長　瀬部　充一
九州運輸局長　竹田　浩三
神戸運輸監理部長　安藤　昇
沖縄総合事務局長　久保田　治

一　講習を実施する日時

平成二十八年一月二十五日（月）午後一時から午後四時五十分まで

平成二十八年一月二十六日（火）午前九時三十分から午後四時まで

二　講習を実施する場所

神戸運輸監理部

神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎